

# 『日本書紀』の使役表現

榎 本 福 寿

## 一 はじめに

使役の表現についてかんがえる上で、王力氏がとく「通繫式」は、きわめて示唆にとむ。『漢語史稿』（中冊・第四十九節・科学出版社）のなかから、その定義をのべた部分を次に抜き出して示す。

普通的句子只有一次連繫、就是把謂語連繫在主語的後面、但是有時候、一個句子裏可以包含兩次連繫、而第一次連繫的謂語的一部分或全部分又兼用做第二次連繫的主語。這樣的句子結構、我們就叫做「通繫式」。

右にいう句子、謂語は、日本語の文法の用語であらわせば、それぞれ文、述部にあたる。通常の文は、その謂語の、動詞と目的語との一つの結びつき（一次連繫）しかないが、ときに、一文中にそれが二つあるばあいの、そのはじめの結びつきの目的語があとにつづく結びつきの主語になるような、そうした文の構造をさして、王氏は通繫式という。このうち、とくに「賓語兼主語的通繫式」については、王氏はこれを兼語式と名づける。ここにいう賓語とは、おおむね目的語にあた

る。使役をあらわすばあい、その文の構造は、王氏がとくように、実際にその賓語が主語を兼ねるといふかたちをとる。便宜に従い、以下には、この賓語と兼語式とを適宜つかいながら論をすすめる。

さて、一般にわれわれが使役とよぶ文の形式が王力氏のとく兼語式に相当する。王氏の所説によれば、先秦時代には、「使・令・遣」などの、いわば使役の意のあきらかな語が兼語式を構成していたが、漢代以降、その語の種類が拡大するという。次に、王氏のあげた例のなかからいくつか抜きだして示す。

始皇乃使<sub>三</sub>將軍蒙恬發<sub>三</sub>兵三十萬人……（史記秦始皇本紀）

乃令<sub>三</sub>樊噲召<sub>三</sub>高祖。……（漢書高帝紀）

而遣<sub>三</sub>沛公西取<sub>三</sub>陳王、項梁散卒。……（同右）

羽因留<sub>三</sub>沛公。……（同右）

范增數目<sub>三</sub>羽擊<sub>三</sub>沛公。……（同右）

正月、張耳等立<sub>三</sub>趙後趙歇<sub>三</sub>為<sub>三</sub>趙王。……（同右）

これらは、意味の上では多様ではあるけれども、文の形式においては、かりに傍線を付した語が、その上の動詞に対しては賓語となり、

なおかつその下の動詞の主語となるといった、二つの語の役割を兼ねるといふ点で共通する。使役とは、この兼語式を、たとえば右掲の「使」や「令」などのそのあらわす意味にそくして規定したものにほかならない。かくて、漢文で使役をあらわすばあい、その文は兼語式のかたちをとるといふのが原則である。

ところが、いわゆる変態漢文という、日本語がその成りたちにかかわる漢文にあつては、その原則はほとんど通用しない。いま古事記のなかから例をひろい出してみる。最初は、応神天皇が大山守命と大雀命の二人に上の子と下の子とどちらがかわいいかを問うたあとの、その問いについての注にあたる例。

天皇所<sub>ニ</sub>以<sub>テ</sub>発<sub>ス</sub>是問<sub>一</sub>者、宇遲能和紀郎子、有<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>治<sub>三</sub>天下<sub>二</sub>之心<sub>上</sub>也。(中・57ウ—古事記総索引・本文篇の丁数。以下、同じ)

右の「令<sub>レ</sub>治<sub>三</sub>天下<sub>二</sub>」の主語は天皇、その使役の相手は宇遲能和紀郎子、したがってそれがまた賓語であるにもかかわらず、兼位(王力氏のつかう術語で、これを「賓語兼主語」と規定する。ことばを補えば、主語を兼ねる賓語のそのありどころ)から離れて、「有」の上に位置する。日本語の語順に、それは明らかにもとづく。なおまた同じような例。

令<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>舞<sub>三</sub>其嬖子<sub>一</sub>。(下・30オ)

この例の直後に「麻比須流流衰美那(舞する女)」とある。「舞する」と右の「令<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>舞」とが照応することは疑いをいれない。それは、たとえば万葉集の歌の「山菅の乱れ恋のみ令<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>乍<sub>一</sub>」(211)という表現とあい通じる。王氏の所説にそくしていえば、賓語「其嬖子」が兼位にな

いということになるが、つまりは、日本語をそのままあらわした結果にはかならない。

日本語のばあい、使役は、動詞に付属する語(動詞語尾もしくは助動詞の「す」「さす」)があらわす。動詞とその付属する語とは不可分の関係にあるが、その使役の相手、すなわち賓語があらわすそれとは、直接結びつく関係にはない。それが、古事記の上引の例のように、「令<sub>レ</sub>治」「令<sub>レ</sub>為」という結びつきを成りたさせた一方、賓語が比較的自由にその位置をしめることを可能にする。

古事記にあつては、いま二つの例をあげたけれども、その他のおよそ八十ほどの例もまた、すべて「令」をつかい、それを動詞に上接させている。原理的には、それらにも同じ成りたちを想定しうる。実際は、やはりその個々の検討をとおして確認しなければならぬが、そうしたことにもならみながら、小稿では、日本書紀(以下、書紀と略称する)の使役表現についてかんがえる。兼語式という、漢文の使役をめぐる文の原則的な形式に、書紀のばあいも、多くの例が応々にして外れがちというのが実態である。書紀の成りたちはけっして一様ではないが、巻ごとにそれがどのようにあらわれるのか、言いかえれば、使役の表現を各巻がどのようにおこなっていたのか、その実態を、兼語式にあてはまる例を中心に、あてはまらない例まで広く含めて見きわめようとするのが、小稿のねらいである。

## 二 「使」「令」をめぐる各巻の違い

さて、「使」と「令」には、それぞれの使いかたをめぐる巻ごとの

著しい違いがある。使役表現を検討するにさきだつて、その違いをひとわたり見さだめておく。書紀各巻の区分と区分ごとの表現上の特徴とを、それによってほぼ押さえることができる。それが使役表現に通じること、おのずから見とおすことが可能であろう。

まずは「令」について。その使役をあらわすなかに、さきに立つ「使」ないし「遣」と対応をもつ例がある。

於<sub>レ</sub>是、使<sub>三</sub>吾<sub>二</sub>瓮海人烏摩呂、出<sub>於</sub>西海、令<sub>レ</sub>察有<sub>レ</sub>国耶。還曰、国不見也。又遣<sub>三</sub>磯鹿海人名草<sub>二</sub>而<sub>令</sub>親(九・245—新訂増補国史大系本の頁数。以下、同じ)

対応をもつばあい、「使」と「遣」とは、右のように互換的であつて、次の例の対応する文相互の関係にも、それは著しい。

使<sub>レ</sub>人<sub>令</sub>看<sub>三</sub>病者<sub>二</sub>(九・256)  
遣<sub>レ</sub>使<sub>令</sub>察(十・276)

用例は「遣」が圧倒的に多いが、いま二つを一括して(A)とする。

もう一つは、「使」について。「使」が「於」ないし「于」を下接し

て、そのあとに派遣先をあらわす、たとえば次のような例。これを(B)とする。

使<sub>三</sub>人<sub>於</sub>朝倉君・井上君<sub>二人之所</sub>(二五・230)

(A)(B)それぞれの例の各巻にあらわれた数をあらわすのが、左の表である。特別な例というわけでは決してないが、左表のとおり、巻ごとに(A)(B)いずれか一方を専用し、それをしかも徹底させている。表の左側に付した群は、これまで旧稿がこころみだ区分をあらわすが、それから逸脱する例は全くない。

各群の違いについては、表現の基本的な相違にもとにねぎすである。 (A)の例は、使役の表現に「令」をつかうのがそのかたちである。

「使」は少なく、もっぱら「遣」と対応するが、それはそのまま、すでに述べたように使役の表現に「令」を専用する古事記の、「遣」をそれに前置、呼応させる、たとえば次のような例に通じる。

遣<sub>三</sub>予母都志許売<sub>二</sub>、令<sub>レ</sub>追(上・10才)

天皇以<sub>三</sub>三宅連等<sub>之</sub>祖、名多遲麻毛理<sub>二</sub>、遣<sub>三</sub>常世国<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>求<sub>三</sub>登岐士

群	(B)	(A)	例 卷
I			一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 十三
II		2 1 7 7 4 7 1	十四 十五 十六 十七 十八 十九 二十 二十一 二十二 二十三 二十四 二十五 二十六 二十七 二十八 二十九 三十 三十一 三十二 三十三 三十四 三十五 三十六 三十七 三十八 三十九 四十 四十一 四十二 四十三 四十四 四十五 四十六 四十七 四十八 四十九 五十 五十一 五十二 五十三 五十四 五十五 五十六 五十七 五十八 五十九 六十 六十一 六十二 六十三 六十四 六十五 六十六 六十七 六十八 六十九 七十 七十一 七十二 七十三 七十四 七十五 七十六 七十七 七十八 七十九 八十 八十一 八十二 八十三 八十四 八十五 八十六 八十七 八十八 八十九 九十 九十一 九十二 九十三 九十四 九十五 九十六 九十七 九十八 九十九 一百
III	5 2 4 9 7 2		一百一 一百二 一百三 一百四 一百五 一百六 一百七 一百八 一百九 一百十 一百十一 一百十二 一百十三 一百十四 一百十五 一百十六 一百十七 一百十八 一百十九 一百二十 一百二十一 一百二十二 一百二十三 一百二十四 一百二十五 一百二十六 一百二十七 一百二十八 一百二十九 一百三十 一百三十一 一百三十二 一百三十三 一百三十四 一百三十五 一百三十六 一百三十七 一百三十八 一百三十九 一百四十 一百四十一 一百四十二 一百四十三 一百四十四 一百四十五 一百四十六 一百四十七 一百四十八 一百四十九 一百五十 一百五十一 一百五十二 一百五十三 一百五十四 一百五十五 一百五十六 一百五十七 一百五十八 一百五十九 一百六十 一百六十一 一百六十二 一百六十三 一百六十四 一百六十五 一百六十六 一百六十七 一百六十八 一百六十九 一百七十 一百七十一 一百七十二 一百七十三 一百七十四 一百七十五 一百七十六 一百七十七 一百七十八 一百七十九 一百八十 一百八十一 一百八十二 一百八十三 一百八十四 一百八十五 一百八十六 一百八十七 一百八十八 一百八十九 一百九十 一百九十一 一百九十二 一百九十三 一百九十四 一百九十五 一百九十六 一百九十七 一百九十八 一百九十九 二百
II		7	二百一 二百二 二百三 二百四 二百五 二百六 二百七 二百八 二百九 二百十 二百十一 二百十二 二百十三 二百十四 二百十五 二百十六 二百十七 二百十八 二百十九 二百二十 二百二十一 二百二十二 二百二十三 二百二十四 二百二十五 二百二十六 二百二十七 二百二十八 二百二十九 二百三十 二百三十一 二百三十二 二百三十三 二百三十四 二百三十五 二百三十六 二百三十七 二百三十八 二百三十九 二百四十 二百四十一 二百四十二 二百四十三 二百四十四 二百四十五 二百四十六 二百四十七 二百四十八 二百四十九 二百五十 二百五十一 二百五十二 二百五十三 二百五十四 二百五十五 二百五十六 二百五十七 二百五十八 二百五十九 二百六十 二百六十一 二百六十二 二百六十三 二百六十四 二百六十五 二百六十六 二百六十七 二百六十八 二百六十九 二百七十 二百七十一 二百七十二 二百七十三 二百七十四 二百七十五 二百七十六 二百七十七 二百七十八 二百七十九 二百八十 二百八十一 二百八十二 二百八十三 二百八十四 二百八十五 二百八十六 二百八十七 二百八十八 二百八十九 二百九十 二百九十一 二百九十二 二百九十三 二百九十四 二百九十五 二百九十六 二百九十七 二百九十八 二百九十九 三百
III	4 2 3 1		三百一 三百二 三百三 三百四 三百五 三百六 三百七 三百八 三百九 三百十 三百十一 三百十二 三百十三 三百十四 三百十五 三百十六 三百十七 三百十八 三百十九 三百二十 三百二十一 三百二十二 三百二十三 三百二十四 三百二十五 三百二十六 三百二十七 三百二十八 三百二十九 三百三十 三百三十一 三百三十二 三百三十三 三百三十四 三百三十五 三百三十六 三百三十七 三百三十八 三百三十九 三百四十 三百四十一 三百四十二 三百四十三 三百四十四 三百四十五 三百四十六 三百四十七 三百四十八 三百四十九 三百五十 三百五十一 三百五十二 三百五十三 三百五十四 三百五十五 三百五十六 三百五十七 三百五十八 三百五十九 三百六十 三百六十一 三百六十二 三百六十三 三百六十四 三百六十五 三百六十六 三百六十七 三百六十八 三百六十九 三百七十 三百七十一 三百七十二 三百七十三 三百七十四 三百七十五 三百七十六 三百七十七 三百七十八 三百七十九 三百八十 三百八十一 三百八十二 三百八十三 三百八十四 三百八十五 三百八十六 三百八十七 三百八十八 三百八十九 三百九十 三百九十一 三百九十二 三百九十三 三百九十四 三百九十五 三百九十六 三百九十七 三百九十八 三百九十九 四百
II		6 6	四百一 四百二 四百三 四百四 四百五 四百六 四百七 四百八 四百九 四百十 四百十一 四百十二 四百十三 四百十四 四百十五 四百十六 四百十七 四百十八 四百十九 四百二十 四百二十一 四百二十二 四百二十三 四百二十四 四百二十五 四百二十六 四百二十七 四百二十八 四百二十九 四百三十 四百三十一 四百三十二 四百三十三 四百三十四 四百三十五 四百三十六 四百三十七 四百三十八 四百三十九 四百四十 四百四十一 四百四十二 四百四十三 四百四十四 四百四十五 四百四十六 四百四十七 四百四十八 四百四十九 四百五十 四百五十一 四百五十二 四百五十三 四百五十四 四百五十五 四百五十六 四百五十七 四百五十八 四百五十九 四百六十 四百六十一 四百六十二 四百六十三 四百六十四 四百六十五 四百六十六 四百六十七 四百六十八 四百六十九 四百七十 四百七十一 四百七十二 四百七十三 四百七十四 四百七十五 四百七十六 四百七十七 四百七十八 四百七十九 四百八十 四百八十一 四百八十二 四百八十三 四百八十四 四百八十五 四百八十六 四百八十七 四百八十八 四百八十九 四百九十 四百九十一 四百九十二 四百九十三 四百九十四 四百九十五 四百九十六 四百九十七 四百九十八 四百九十九 五百
III	2		五百一 五百二 五百三 五百四 五百五 五百六 五百七 五百八 五百九 五百十 五百十一 五百十二 五百十三 五百十四 五百十五 五百十六 五百十七 五百十八 五百十九 五百二十 五百二十一 五百二十二 五百二十三 五百二十四 五百二十五 五百二十六 五百二十七 五百二十八 五百二十九 五百三十 五百三十一 五百三十二 五百三十三 五百三十四 五百三十五 五百三十六 五百三十七 五百三十八 五百三十九 五百四十 五百四十一 五百四十二 五百四十三 五百四十四 五百四十五 五百四十六 五百四十七 五百四十八 五百四十九 五百五十 五百五十一 五百五十二 五百五十三 五百五十四 五百五十五 五百五十六 五百五十七 五百五十八 五百五十九 五百六十 五百六十一 五百六十二 五百六十三 五百六十四 五百六十五 五百六十六 五百六十七 五百六十八 五百六十九 五百七十 五百七十一 五百七十二 五百七十三 五百七十四 五百七十五 五百七十六 五百七十七 五百七十八 五百七十九 五百八十 五百八十一 五百八十二 五百八十三 五百八十四 五百八十五 五百八十六 五百八十七 五百八十八 五百八十九 五百九十 五百九十一 五百九十二 五百九十三 五百九十四 五百九十五 五百九十六 五百九十七 五百九十八 五百九十九 六百

玖能迦玖能木実一(中・34ウ)

天皇為<sub>二</sub>伊呂弟大長谷王子<sub>一</sub>、而坂本臣等之祖根臣遣<sub>二</sub>大日下王之

許<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>詔者(下・22オ)

古事記各巻から一例ずつ、それも「遣」をめぐるであい異なる三つの表現のかたちを抜きだしたけれども、たがいの違いは、もっぱら内容にかかわる。表現そのものには、たとえば派遣先をあらわすばあいには、それを「遣」に後置し、派遣する者をそれにさきだつてあらわすというように、ひととおりの原則がある。

派遣する者を「遣」にさきだつてあらわすというその表現の原則は、どうみても漢文の語法にはあてはまらない。書紀の前掲(A)のなかには、そうした原則に通じる例はない。むしろ、どの例も、

遣<sub>二</sub>阿知使主・都加使主於<sub>二</sub>呉<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>求<sub>二</sub>縫工女<sub>一</sub>。(十・282)

右のように派遣する者を「遣」のあとにあらわす。「遣」をめぐる表現にかぎれば、たしかに、書紀のⅡ群と古事記との相違は否めない。けれども、「遣」を「令」と対応させるという、その表現のありかたがそのまま一致する上に、それが「令」の多用という同じ基調にもとづくこと、さらにはその「令」をめぐる表現の一致などは、むしろ表現が本質的にあい通じることなくしてはありえない。同時にそれは、使役表現それじたいについての、たがいにあい通じる関係を示唆するであろう。その詳細については、のちに具体例をもとに改めて示す。

一方、(B)については、Ⅲ群だけにその例がある。しかもその「使」じたい、Ⅱ群はそれを「遣」とほぼ互換的につかっているが、そのよ

うには「遣」とは重ならない。たとえば、Ⅲ群では、それを自動詞と

してもつかう。

会聞<sub>二</sub>印奇臣使<sub>二</sub>於新羅<sub>一</sub>(十九・63)

遣<sub>二</sub>坂田耳子郎君<sub>一</sub>、使<sub>二</sub>於新羅<sub>一</sub>、問<sub>二</sub>在那滅由<sub>一</sub>(十九・98)

使<sub>二</sub>直広肆田中朝臣法麻呂<sub>一</sub>与<sub>二</sub>追大式守君刈田等<sub>一</sub>、使<sub>二</sub>於新羅<sub>一</sub>、赴<sub>二</sub>

天皇喪<sub>一</sub>。(三〇・394)

自動詞としての「使」は、いわば「使者としてつかいする」などがそれにあたる意をあらわすであろう。前掲の「使<sub>二</sub>人<sub>一</sub>」などの他動詞のばあいも、それと対応する「つかいさせる」などがふさわしい。そうである以上、「遣」は、派遣する意をあらわすか、またあるいは右の例のように、使役をあらわす「使」と同じはたらきをもつか、いずれともかたちの上では決めがたいが、それはそれとして、当面の「使」にかぎれば、右にあらまし述べたとおり、Ⅱ群のそれとは明確に異なる。

「使」や「遣」などをめぐるこうしたⅡ群とⅢ群との違いは、表現のありかたそのものをたがいに異にすることによるはずである。Ⅱ群については、「遣」を「使」と互換させてつかっている上に、「令」と対応する「遣」のその使用が古事記のそれに通じるということ、このことをもとにいえば、それを日本語「つかはす」にそくしてつかっていることを思わせる。Ⅲ群は、むしろ漢文に通じる。「遣」を使役表現につかっているとはなお断定しえないまでも、少くとも、それは王力氏のいう兼語式に確実にあてはまる。「使」の用例は、たとえば、

楚使<sub>二</sub>子虚使<sub>二</sub>於<sub>二</sub>齐王<sub>一</sub>(司馬相如「子虚賦」『文選』卷七)

右のように漢文に類例がある。という以上に、そうした漢文の語法に

それはのっとっているはずである。

### 三 II群の日本語にもとづく表現

II群とIII群との違いは、もはや双方を同じ土俵の上で論じることのためらわされる。たがいに異なるそのありかたを、おのおの別途にそれそのものとして検討するほうが適切であろう。しかもII群については、右にのべたかぎりでも、あらかし明らかなどおり、使役表現の全般にわたって古事記とあい通じる著しいあらわれをみせる。問題は、むしろIII群の使役表現の、表むき漢文の装いに身をかざっているあらわれのその内実である。一筋縄ではいかないIII群と、旧稿<sup>⑥</sup>でそのIII群に通じるという結果を得たI群とを後廻しにして、まずはII群について検討をこころみる。

則当麻蹶速与三野見宿称二令三拵刀一(六・182)

是時、神乞之言、春日臣族、名市河令治。因以命三市河一令治。

(六・189「一云」)

天皇則更興三造宮室於河内茅渟而、衣通郎姬令居。(十三・345)

右の「当麻蹶速与三野見宿称二」「市河」や「衣通郎姬」などは、いずれも使役の相手にあたる。王力氏という賓語を「令」にさきだつてあらわしていることになり、漢文の通常の語法にはあてはまらない。

翻つて、古事記には、それに類する例が各巻に散見する。その一部を次にしめす。

是以八百万神於三天安之河原二神集集而、高御産巢日神之子、思金神令思而、集三常世長鳴鳥、令鳴(中略)科三伊斯許理度売命、

『日本書紀』の使役表現

令作鏡(上・19ウ)

又在三甜白禱之前一葉広熊白禱令三宇氣比枯、亦令三宇氣比生二(中・32ウ)

故品太天皇五世之孫、袁本杼命自三近淡海国、令三上坐二(下・42ウ) これらが日本語にもとづくことは、たとえば「神集集」や「宇氣比」などと同じ文脈のなかに共存する事実が裏づける。そのことは、なおまた右の例の「集三常世長鳴鳥、令鳴」という、このかぎりでは漢文の語法にそむいていないはずの例でも、みかけとはうらはらに、その表現においてそのまま日本語をあらわしていることを示唆する。具体的に、たとえば「鳴かす」あるいは「鳴かしむ」のいずれかを「令鳴」はあらわすはずで、日本語にもとづくかぎり、王力氏が説くような賓語の「省略」という見方は成り立たない。そもそも兼語式といふかんがえじたい、古事記の使役の表現にはなじまない。それにあてはまる例があつても、かたちの上にとどまる。

II群もまた、全般的な傾向としても、同じように兼語式がきわめて少ない。数の多寡だけでは、結局は相対的な意味しかもたないが、少ないというそのことには、しかるべき理由がある。

時武内宿称、令三三軍一、悉令三椎結一。因以号令曰、各以三儲弦三蔵二于髮中一、且佩三木刀一(九・253)

爰武内宿称、令三三軍一、出三儲弦二更張以佩三真刀一(同右)

二例は前後するが、髪の中に弓の弦をしのばせ、木刀を佩くように号令をかけたという前者に対して、その弦をだして弓に張り、真刀を佩くように命じたことを後者があらわす。後者の「令」は、前者の「号

「令」に相当し、使役をあらわす「使」をそれにかえることはできない。前者の「令」も、「号令曰」以下にあらわす具体的指示の前提として、それにかかわる内容（髪をあげむすぶこと）を三軍に命じているはずであるから、後者と同じように、やはり「号令」に通じる。このばあい、使役をあらわすのは、もっぱら「令<sub>三</sub>権結」である。「令」を、使役の意をそこに明確にする上に必要があったって使っているということ、このことは、その例については、使役をあらわすとみること、ひとまずためらわせる。

これに関して、とりわけ注目にあたいたのが次のような例である。

皇太子命<sub>三</sub>諸王諸臣、俾<sub>レ</sub>著<sub>レ</sub>褶（二二・146）

令<sub>三</sub>女子数十、俾<sub>レ</sub>鳴<sub>レ</sub>弦（二三・183）

右の「令」は、その前の「命」と、たとえば命令という語を介してたがいに重なりあう。またそうして「令」をつかうことは、もう一つのその一面、すなわち兼語式という漢文の表現に完全にはみずからゆだねていないことを示唆するであろう。そのことを、以下につづく「俾」が裏づけてもいる。なおまた、

令<sub>三</sub>諸国、俾<sub>レ</sub>造<sub>三</sub>船舶（五・168）

令<sub>三</sub>諸国、集<sub>三</sub>船舶、練<sub>三</sub>兵甲（九・245）

後者の、兼語式のかたちをとる例を、たとえば岩波大系本が「船舶を集へて兵甲を練らふ」と訓み、また同じように「令<sub>三</sub>諸国、興<sub>三</sub>田部屯倉（七・224）」を「田部屯倉を興つ」と訓むなど、いくつもある類例も含め、使役をあらわすものとはみない。その恐らくは日本語にそく

した捉えかたは、原文をなにも曲解しているわけではなく、むしろ原文のその本来あるまゝを忠実になぞっているのではないか。後者が表現になら不足なく成りたつ以上、前者があらわす「俾」など、たぶんに補足的というほかない。使役の意をとくに明示するばあいにきぎって、それこそその必要のまにまに、それをあらわすに過ぎない。しかもその「俾」じたいは、前述した使役をあらわす「令」と、そのつかいかたにいたるまであい通じる。「令」も「俾」も、かくてそれみずから兼語式とかかわりの薄いことをものがたる。ちなみに、「俾」をめぐる類例は、いずれもⅡ群に集中する。

命——俾（六・189）（二九・361）

令——俾（五・168）（八・232）（二二・138）（二八・317・323）（二九・365）

Ⅱ群にあっては、そもそも兼語式のかたちをとる例が少ない上に、右のようにそれが見かけだおしである可能性のほうがむしろ高い。なお確定するまでにはいたらないけれども、その原因を求めれば、日本語にそくして使役の表現をおこなっていたということ以外にはない。使役の相手を「令」に先行してあらわすという、はじめに取りあげた例も、結局は同じように日本語をもとに成り立っていたが、その同じ成りたちを、以下の例にもみることができ。

多設<sub>三</sub>醇酒、令<sub>レ</sub>飲<sub>三</sub>父（七・205）

乃酌<sub>レ</sub>酒、強<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>飲<sub>レ</sub>夫（二三・183）

二つの例の一致した表現は、もとより偶然ではない。とくに、それをそのようにあらわすことを必然とする表現ののっとっているはずであ

る。「令飲」のかぎりで賓語を想定すれば、それぞれ「已父」「夫」がそれにあたる。それを「飲」に下接させているのであるから、どのみち漢文の語法にあてはまらない。おもうに、日本語「飲ます」あるいは「飲ましむ」のその使役の表現にそくして「令飲」が結びつくまにまに、その使役の相手をあらわす賓語を、「飲」に先だちその目的語となる「酒」をあらわしてもはや再出させるまでもないので、それにかえて、その位置にすえたのであろう。

類例を、なおいくつかとりあげてみる。

即令<sub>レ</sub>從<sub>ニ</sub>二兵於己<sub>一</sub>（七・205）

匿<sub>ニ</sub>天皇之喪、不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>天下<sub>一</sub>（九・244）

右の例でも、「二兵」「天下」がそれぞれ賓語であり、したがってそれがまた「從」「知」の主語であるにもかかわらず、そのしかるべき位置、すなわち兼位にはない。古事記にあっては、しかしながら、むしろそれこそしかるべき表現にほかならない。各巻から任意に一例ずつ抜きだして次にしめす。

即令<sub>レ</sub>婚<sub>ニ</sub>其女豊玉毘売<sub>一</sub>（上・54ウ）

伊須余理比売患苦而、以<sub>レ</sub>歌令<sub>レ</sub>知<sub>ニ</sub>其御子等<sub>一</sub>（中・11オ）

令<sub>レ</sub>舞<sub>ニ</sub>其少子等<sub>一</sub>（下・36ウ）

上巻の例は、一見して漢文の語法にあてはまるかのようにみえるが、さにあらず、使役の主体は海神で、訪れた山幸すなわち火遠理命を歓迎し、女の豊玉毘売を結婚させたことをあらわすのがその一文である。漢文の語法にしたがえば、それは「令<sub>ニ</sub>其女豊玉毘売婚<sub>一</sub>」となる。このように女性が「婚」の主語となる例は、古事記ではけっして

稀ではない。

其女須勢理毘売出見、為<sub>ニ</sub>目合<sub>一</sub>而相婚、還入白<sub>ニ</sub>其父<sub>一</sub>言（上・28オ）

汝命之妹、若日下王欲<sub>レ</sub>婚<sub>ニ</sub>大長谷王子<sub>一</sub>。故可<sub>レ</sub>貢（下・22オ）

後者にいたっては、女性を男性に「婚」させるという内容の上でも、さきの一文とあい通じる。

こうした賓語を動詞に下接させるかたちは、古事記がそうであるように、Ⅱ群においても、使役表現をかたちづくる一つの類型となっている。漢文の語法とのその違いを、次に、具体例をつきあわせながらみる。まずはⅡ群の例をしめす。

汝不<sub>レ</sub>忍、令<sub>レ</sub>羞<sub>レ</sub>吾。吾還令<sub>レ</sub>羞<sub>レ</sub>汝（五・166）

唯吉備穴濟神及難波柏濟神、皆有<sub>ニ</sub>害心<sub>一</sub>以放<sub>ニ</sub>毒氣<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>苦<sub>ニ</sub>路人<sub>一</sub>（七・212）

亦山有<sub>ニ</sub>邪神<sub>一</sub>、郊有<sub>ニ</sub>姦鬼<sub>一</sub>、遮<sub>レ</sub>衢塞<sub>レ</sub>徑、多令<sub>レ</sub>苦<sub>レ</sub>人（七・213）

山神令<sub>レ</sub>苦<sub>レ</sub>王以化<sub>ニ</sub>白鹿<sub>一</sub>、立<sub>ニ</sub>於王前<sub>一</sub>（七・218）

於<sub>ニ</sub>吉備中国川嶋河派<sub>一</sub>、有<sub>ニ</sub>大虵<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>苦<sub>レ</sub>人。（中略）汝屢吐<sub>レ</sub>毒、

令<sub>レ</sub>苦<sub>レ</sub>路人（十一・315）

心意に関する使役表現の例であって、それのかたちそのものが、すでに一つの類型を成りたさせている。それに、右のいづれもが、あるべき表現としてのとってていることは疑いない。しかしながら、漢文のこれに類する例は、表現を異にする。たとえば『文選』の例をみるに、

遠望令<sub>レ</sub>人悲、春氣感<sub>ニ</sub>我心<sub>一</sub>（阮籍「詠懷詩十七首」その第十七）

卷二十三)

乖離令<sub>二</sub>我感<sub>一</sub>、悲欣使<sub>二</sub>情惕<sub>一</sub>。(盧子諒「答<sub>三</sub>魏子悌<sub>二</sub>」卷二十五)

王力氏の指摘するとおり、賓語がそのしかるべき位置(兼位)にたしかにある。漢文のこれらの例やこれの類例などを知らないとは、むしろかんがえがたい。知った上で、それとは別に、独自の類型的な表現を成り立たせているということ、このことは、言いかえれば、類型をかたちづくるほどに、ことほどさように日本語にもとづく表現を、みづからすでに習熟したそれとしておこなっていたことを示唆するであろう。古事記にも類例がある。

如<sub>レ</sub>此令<sub>二</sub>惣苦<sub>一</sub>(中略) 如<sub>レ</sub>此令<sub>二</sub>惣苦<sub>一</sub>之時(中略) 若渡<sub>二</sub>海中<sub>一</sub>時、無<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>惶畏<sub>一</sub>(以上、上・56オ・ウ)

二字熟語の漢語的な装いをこらしながらも、否、漢語としてそれをつかっていたとしても、日本語にそくした使役のあらわしかたと、結局は、同じ表現のかたちをとる。日本語と無縁にそれをつかっているわけではない。同じことは、Ⅱ群のなかの、たとえ漢文の装いをこらした例であっても、確実にあてはまるはずである。

四 卷一・二、さらには卷三の帰属

ところで、右の最後にとりあげた古事記の例は、海神の助力をえて火遠理命が兄を苦しめるという所伝のなかにあって、書紀に、それにあたる表現を次のようにつたえる。

如<sub>レ</sub>此逼惱(第十段本文、二・86/同一書第二、二・92)/令<sub>二</sub>其没溺辛苦<sub>一</sub>(同一書第一、二・90)

古事記の表現との違いは明らかであるが、これらは、漢文の語法に恐らくそむかない。たとえば後者にしても、

使<sub>レ</sub>其<sub>二</sub>並賢居<sub>レ</sub>治則功有<sub>二</sub>厚薄<sub>一</sub>、而愚<sub>レ</sub>乱則過有<sub>二</sub>深淺<sub>一</sub>。(陸機「五等論」『文選』卷五十四)

欲<sub>レ</sub>使<sub>二</sub>其<sub>二</sub>生<sub>レ</sub>於階庭<sub>一</sub>耳(『世説新語』「言語第二・92」ほか四例) これら「其」をつかう使役表現の例に通じる。卷二は卷一と分かちがたい関係にあるが、この二巻の古事記との相違は、そのままⅡ群との違いを示唆すると同時に、Ⅲ群の、のちにのべるその表現のありかたに結びつく。

具体的に、たとえば「苦」をめぐって、卷一・二には、「辛苦」(一・38/二・90)「憂苦」(二・84)「困苦」(二・90)「危苦」(二・92)と、ほかに「溺苦」(二・99)という、「没溺辛苦」(二・90)を縮約した例を含め、二字熟語が少なくない。Ⅲ群にも、類例がある。「憂苦」(十五・400)「辛苦」(十九・96/二六・271)「伊吉連博徳書」(二六・271)「伊吉連博徳書」(二六・271)「伊吉連博徳書」などである。ところが、Ⅱ群には、これらに類する例が全くない。さきの「令<sub>レ</sub>苦」は、「苦」をもっぱら単独でつかうⅡ群のその一例であるが、かりにそれが熟語を構成していたばあい、はたしてその主語となる「人」「路人」などを下接していたか、疑わしい。

さらにまた「仮使」や「若使」などの、「使」が結びつく仮定をあらわす例も、卷一・二(一・12/二・45)と、それからⅢ群(十九・65)67/二五・23)にしかない。これらは、「使」の多用に恐らくは付随する。たとえば、Ⅲ群には、右の類例の「縦使」(十四・390/

十九・88)がある。その一例は、出典をもつ文中にあって、しかもその部分だけ、

縦使。星川得志、共治ニ国家、必当<sub>レ</sub>戮辱遍<sub>ニ</sub>於臣連、酷毒流<sub>レ</sub>於民庶<sub>上</sub>(十四・390)

若令勇秀得志、共治ニ国家、必当<sub>レ</sub>戮辱遍<sub>ニ</sub>於公卿、酷毒流<sub>レ</sub>於人庶<sub>上</sub>(『隋書』高祖紀仁寿四年七月条)

右のように「若令」をかえた例にはかならない。「使」を多用することなくしてこうした改変はありえない。そして多用そのことにおいて、卷一・二は、Ⅲ群とあきらかにあい通じる。

その多用を数字にあらわすについては、すでに述べたとおり、「使

		語		卷
使	令	一	二	
$\frac{73}{8}$	$\frac{27}{3}$	一	二	三
$\frac{56}{5}$	$\frac{44}{4}$	三	四	五
$\frac{50}{2}$	$\frac{50}{2}$	六	七	八
$\frac{0}{0}$	$\frac{0}{0}$	九	十	十一
$\frac{22}{2}$	$\frac{78}{7}$	十二	十三	十四
$\frac{8}{1}$	$\frac{92}{12}$	十五	十六	十七
$\frac{9}{2}$	$\frac{91}{21}$	十八	十九	二十
$\frac{0}{0}$	$\frac{100}{3}$	二十一	二十二	二十三
$\frac{0}{0}$	$\frac{100}{26}$	二十四	二十五	二十六
$\frac{0}{0}$	$\frac{100}{14}$	二十七	二十八	二十九
$\frac{0}{0}$	$\frac{100}{21}$	三十	三十一	三十二
$\frac{0}{0}$	$\frac{100}{5}$	三十三	三十四	三十五
$\frac{0}{0}$	$\frac{100}{5}$	三十六	三十七	三十八
$\frac{75}{15}$	$\frac{25}{5}$	三十九	四十	四十一
$\frac{60}{3}$	$\frac{40}{2}$	四十二	四十三	四十四
$\frac{100}{3}$	$\frac{0}{0}$	四十五	四十六	四十七
$\frac{50}{3}$	$\frac{50}{3}$	四十八	四十九	五十
$\frac{50}{2}$	$\frac{50}{2}$	五十一	五十二	五十三

※ 分母一用例の実数

分子一令と使のそれぞれ他に対して占める比率

に「つかわす」や「つかいする・つかいさせる」などにあたる例があり、なおまた「令」にも「命令する」をあらわす例があって、使役表現の例とそれらとを明確には分かちえないなどの困難な事情がある。それでも、条件さえつければ、数値化もできないことはない。いま純粹なサンプルを得るために、右のあれこれの個別の事情をもつ例を一切きりすて、動詞に「令」もしくは「使」を上接させた例にかぎってとりだしてみる。「令」のばあい、古事記がその表現を専用していることから、多寡は、そのまま古事記との親疎につながる。次の表がその結果である。

表中の数字をみるに、Ⅱ群では、「使」は最多の巻でも二例、ほと

んどが皆無もしくは一例しかない。卷一・二のその実数は、確かにⅢ群に通じる。一方また数値でも、「令」の「使」に対する比率は、Ⅱ群では最低でも巻五の78%、ほぼ90%台から100%が大勢を占める。Ⅲ群では、69%がとび抜けて高だけで、全般に低

調というほかない。卷一・二も、やはり同じようにその比率は低い。

卷一・二は、かくて数字がしめすとおり、Ⅲ群に連なるあらわれをみせる。「使」の多用を特徴とするが、表には、「使」の兼語式の例を除外してある。それらを算入すれば、「使」の多用の数値は、表中のそれよりはるかに高くなる。念のため、使役をあらわす兼語式の例を、卷一・二・三のなかからその該当する部分に限定して次に抜き出してみる。(カッコ内は頁数。便宜、賓語に傍線を付す)

〔卷一〕 使<sub>三</sub>青山<sub>二</sub>交枯<sub>一</sub> (11) 使<sub>三</sub>鏡作部<sub>二</sub>遠祖天糖戸者<sub>一</sub>造鏡 (以下「造幣」「造玉」は略・35) 使<sub>三</sub>山雷者<sub>二</sub>採五百箇真坂樹八十玉籜<sub>一</sub> (「野槌者」は略・35) 使<sub>三</sub>忌部首<sub>二</sub>遠祖太玉命<sub>一</sub>執取而広厚称辞<sub>二</sub>祈啓<sub>一</sub>矣 (37) 使<sub>下</sub>天兒屋命<sub>二</sub>掌其解除之太諄辞<sub>一</sub>而宣<sub>三</sub>之焉 (37) 可<sub>三</sub>以<sub>二</sub>使<sub>三</sub>男御<sub>二</sub>天上<sub>一</sub> (39) 使<sub>三</sub>脚摩乳手<sub>二</sub>摩乳釀<sub>一</sub>八醞酒<sub>一</sub> (以下略・41) — 以上・七例

〔卷二〕 使<sub>三</sub>嬪<sub>二</sub>往候<sub>一</sub>之 (66) 使<sub>下</sub>太五命<sub>二</sub>以<sub>三</sub>弱肩<sub>一</sub>被<sub>三</sub>太手<sub>二</sub>繰<sub>一</sub>而代<sub>三</sub>御手<sub>一</sub>以<sub>三</sub>祭<sub>二</sub>此神<sub>一</sub>者始起<sub>二</sub>於此<sub>一</sub>矣 (74) 使<sub>下</sub>二神<sub>一</sub>陪<sub>二</sub>從天<sub>一</sub>忍穗耳尊<sub>一</sub>以降<sub>三</sub>之 (74) 使<sub>下</sub>二女持<sub>三</sub>百机<sub>一</sub>飲食<sub>二</sub>奉進<sub>上</sub> (76) 如何一夜使<sub>三</sub>人<sub>一</sub>娠<sub>二</sub>乎 (76) 豈能一夜之間使<sub>三</sub>人<sub>一</sub>有<sub>二</sub>身者<sub>一</sub>哉 (79) 欲<sub>三</sub>使<sub>三</sub>衆人<sub>一</sub>皆知<sub>二</sub>是吾兒<sub>一</sub> (以下略・80) 使<sub>三</sub>海陸<sub>二</sub>相通<sub>一</sub>永無<sub>二</sub>隔絶<sub>一</sub> (87) 使<sub>三</sub>彼<sub>二</sub>出来<sub>一</sub> (98) 使<sub>三</sub>玉依姬<sub>二</sub>持<sub>一</sub>之送出焉 (100) — 以上、十例

〔卷三〕 使<sub>三</sub>邑有<sub>二</sub>君村<sub>一</sub>有<sub>二</sub>長各自<sub>一</sub>分<sub>二</sub>疆用<sub>一</sub>相凌<sub>二</sub>蹂<sub>一</sub> (112) 使<sub>下</sub>弟<sub>一</sub>猶<sub>二</sub>被<sub>三</sub>箕<sub>一</sub>為<sub>二</sub>老嫗<sub>一</sub>貌<sub>上</sub> (121) 使<sub>三</sub>弟<sub>一</sub>磯城<sub>二</sub>開<sub>三</sub>示利害<sub>一</sub> (125) 使<sub>三</sub>大来<sub>二</sub>目居<sub>一</sub>于<sub>二</sub>敵傍山<sub>一</sub>以西川<sub>二</sub>辺之地<sub>一</sub> (132) — 以上、四例

このあと、卷四・五にわずかに一例ずつ、それ以降も、Ⅱ群に属する

卷には、「つかわす」と見わけにくい例を含めてさえ、卷九に三例(うち二例が「使<sub>レ</sub>人<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>看<sub>三</sub>病者<sub>二</sub>」という使と令の対応をもつ)、卷二に一例、卷二八に一例だけで、こうした「使」を使うことの低調な卷と、右のように表にあらわした例にくわえて兼語式の例を多くもつ卷とが、同じ群のなかのたがいに通じる連なりにあるとはとうてい考えがたい。

卷一・二にかぎれば、Ⅱ群とそれとの断絶は著しい。そのことは、逆にⅢ群とあい通じることの別のあらわれであって、げんに全般的な「使」の多用の傾向や語彙などがたがいの類縁を裏づける。旧稿<sup>③</sup>でも、卷一・二がⅢ群とあい通じるといふ結果を得たが、問題は、卷三あるいは卷四までを含むその帰属である。卷三のばあい、表中の「令」の数字は、Ⅱ群の卷にしては余りにも低い。それと表裏するが、「使」が「令」と拮抗する上に、右のようにその兼語式の用例の数も、卷一・二と連続的ではある。あらわれは、卷一・二を一括して区分すべきことを確実に示唆する。いまこのあらわれにそくして、表中の区分を改める。もっとも、どこまでも使役表現に関するという限定を伴う。区分それ自体をめざした結果でも、勿論ない。卷四は保留。

### 五 Ⅲ群の表現の漢文らしさの内実

さてⅢ群にあっては、すでに指摘したとおり、対表現<sup>④</sup>への強い志向をもつ。旧稿<sup>⑤</sup>では、出典例を改変した例をとおしてその志向を探ったけれども、使役表現にも、もとよりその著しいあらわれをみる事ができる。まずは『芸文類聚』の一節を改変した継体紀の例を次にしめ

す。

天生<sub>三</sub>黎庶<sub>一</sub>、樹以<sub>三</sub>元首<sub>一</sub>、使<sub>レ</sub>司<sub>二</sub>勛養<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>全<sub>二</sub>性命<sub>一</sub>。(十七・14)

天生<sub>三</sub>蒸民<sub>一</sub>、而樹<sub>三</sub>之君<sub>一</sub>、使<sub>レ</sub>司<sub>二</sub>牧之<sub>一</sub>、勿<sub>レ</sub>失<sub>三</sub>其性<sub>一</sub>。(卷五十二「論政」「晋潘岳九品議」)

『芸文類聚』の一節にもとづきながら、それを全体としてもいっそう緊密な対表現に改めている。「使」と「令」とは、その使役表現の全体にわたる逐語的な対応をもつ。

対表現へのこの志向は、表現する文のかたちの均整をめざす。出典の文を改変した右の例に明らかであるが、内容には、それはほとんど及んでいない。表現を、もっぱらそのかたちやあらわれにそくして成りたさせる、そこには、いわばこだわりがある。なおもう一つ次に例をしめす。

建<sub>三</sub>立屯倉之地<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>顯<sub>三</sub>前迹<sub>一</sub>、使<sub>レ</sub>留<sub>三</sub>後代<sub>一</sub>。(十八・39)

この文のなかでは、「前」と「後」とがそれぞれ前句、後句の対立に象徴的な役割をはたす。逐語的なかたちで対表現を成りたさせているけれども、内容のうえでは、かたちほどには緊密な対応をもたない。むしろ、「顯<sub>三</sub>前迹<sub>一</sub>」と「留<sub>三</sub>後代<sub>一</sub>」との間の内容的な関連ないしは類縁がうすいように、ことほどさように内容には関心をよせないというのが実情である。

このかたちに対する偏重と、もう一つ、動詞二つを対応させるといった、実際には句ならぬ語相互の対応とは、つまりは、対表現といってもそれほどのものではないという点で、対表現の特徴をそこにあらわすとともに、たがいに密接にかかわるであろう。これに、たとえ

ば『文選』の類例をひきあてれば、そのⅢ群の対表現の特徴がいっそう明らかになる。

都令<sub>三</sub>人逕絶<sub>一</sub>、唯使<sub>三</sub>雲路通<sub>一</sub>。(沈約「遊<sub>三</sub>沈道士館<sub>一</sub>」卷二十二)

乖離令<sub>三</sub>我感<sub>一</sub>、悲欣使<sub>三</sub>情惕<sub>一</sub>。(盧諶「答<sub>三</sub>魏子悌<sub>一</sub>」卷二十五)

令<sub>三</sub>沅湘兮無波<sub>一</sub>、使<sub>三</sub>江水兮安流<sub>一</sub>。(屈原「湘君」卷三十二)

獻<sub>三</sub>崑崙使<sub>三</sub>西倒<sub>一</sub>、蹋<sub>三</sub>太山<sub>一</sub>令<sub>三</sub>東覆<sub>一</sub>。(趙至「与<sub>三</sub>嵇茂齊書<sub>一</sub>」卷四十三)

「使」と「令」とを対応させた例は、ほぼ右につきるが、いづれも、その使役をあらわす語の下に、句的な、それも内容的にもたがいいうちあう対応を成りたさせている。右掲の最後の例でも、「使」「令」は、それぞれ「崑崙西倒」と「太山東覆」とをその使役の対象とする。

『文選』の例とくらべたばあい、Ⅲ群の例は、文のかたちを、それも語相互の対応のかぎりに対表現として整えている点に著しい特徴がある。問題は、もっぱらそのかたちの偏重にある。かたちへこだわらあまりであるが、次の例は、対表現として成りたっているながら、語法に誤りがある。

問者、天下安靜、海内清平、屢致<sub>三</sub>豊年<sub>一</sub>、頻使<sub>三</sub>饒国<sub>一</sub>。(十七・21)

海内清肅、天下謐如、嘉瑞並集、屢獲<sub>三</sub>豊年<sub>一</sub>。(『芸文類聚』卷五十二「論政」「後漢催寔政論」)

出典をもち、なおかつ原文を逐語的な対応をもつ対表現に改めている点でも、Ⅲ群に特徴的な例とみなしうるが、そうした見かけの漢文らしさとはうらはらに、誤りがあるというのは「使<sub>レ</sub>饒<sub>レ</sub>国」である。

「饒」をますみるに、書紀のなから、それに直接関係する部分にかぎってとりだすと、

百姓饒之(五・161) 黔首富饒(十一・297) 百姓寛饒之(十一・

300) 人民富饒(十二・331) ——以上・Ⅱ群

優龍日新、大致饒富(十九・50) 臣連二造、下及百姓、悉

皆饒富(二十・110) ——以上Ⅲ群

「饒」を熟語の上・下いずれにおくかに、Ⅱ群とⅢ群との違いがあるけれども、ともに、そして単独例を含め、自動詞としてそれを使う。それが自動詞であるかぎり、「饒」国」という表現はありえない。一方、かりに他動詞であっても、それには、賓語を想定することができない。漢文の語法には、いずれにしてもあてはまらない。

なおもう一つ類例をしめす。使役の表現をもとに対表現を成りたさせているなかの、同じように、その使役の語法に問題がある。

然後、多造<sub>三</sub>船舶、每<sub>レ</sub>津列置、使<sub>レ</sub>觀<sub>三</sub>客人、令<sub>レ</sub>生<sub>三</sub>恐懼。(二〇・

110)

右の文中の「客人」とは、外国から来た使いをさす。「觀」の対象はかれらではなく、内容の上では、港ごとにつらねた「船舶」でなければならぬ。それを「客人」に觀させ、そうして恐懼させるといふのであるから、語法上のあるべきかたちは、「使<sub>三</sub>客人觀」となるはずである。同様に、この前の例のあるべきかたちは「使<sub>三</sub>国饒」。

本来の語法から逸脱しているという点では、たしかに、右にとりあげた二例とも、過誤には相違ない。また一方、それはまたそれで、そこにしかるべき内容をあらわしているという点では、まさしくあるべ

き表現以外のなにもでもない。対表現への志向とは別に、「頻使<sub>レ</sub>饒国」や、「使<sub>レ</sub>觀<sub>三</sub>客人」を表現として成りたたせている原理に、それらはもとづく。その原理は、漢文の語法にもとるもの、翻つて、Ⅱ群や古事記のそれに明らかに通じる。具体的に、既述の「令<sub>レ</sub>饒<sub>三</sub>其少子等」(古事記)や「令<sub>レ</sub>飲<sub>三</sub>己父」(Ⅱ群)などの日本語にそくして成りたつ例と同じなりたちを、そこにみるができる。

さて、これまで対表現の例にかぎって集中的にとりあげてきたけれども、いずれも表現のうえにかたちの均整を実現した例にほかならない。かたちの均整とはいっても、ひっきり、漢文らしさをそれによって強調するというねらいによるであろう。その典型的な例でも、実際は日本語をもとに表現が成りたつているということ、このことは、Ⅲ群が、対表現といういわば表むきめざす表現の裏に、意図とは別の、そのおのずからのありかたにおいて、日本語にもとづく表現をさうとう広汎におこなっていたことを示唆する。漢文らしさを表現が装っているために、あからさまなかたちで日本語にもとづくその姿をあらわさないだけではないか。げんに、そのみかけを裏切る例は少なくない。いまそれらを二つのグループに分けてかんがえてみる。

## 六 Ⅲ群の表現について再説

又国司等、在<sub>レ</sub>国不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>判罪。不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>取<sub>三</sub>他貨賂、令<sub>レ</sub>致<sub>三</sub>民於貧苦。上<sub>レ</sub>京之時、不<sub>レ</sub>得<sub>三</sub>多從<sub>三</sub>百姓於己。唯得<sub>レ</sub>使<sub>レ</sub>從<sub>三</sub>国造郡領。

(二五・219)

これは、東国等の国司に対して、かれらの職務や権限さらには禁止事

項などを説く詔の一節である。文を、四字や六字のまとまりをもとに構成しているが、このなかに、使役をあらわす例が二つある。傍線を付したうちの、便宜、まずは後者の例をみるに、

不得多従・百姓於己  
上京之時  
唯得使従・国造郡領

八字一句のまとまり二つをたがいに対応する関係におき、なおかつその内部を、同じように四字のまとまり二つの組みあわせをもって構成する。そうして表現のかたちを細部にわたって整える反面、意味のうえでは、「従ニ(百姓)」と「使<sub>レ</sub>従ニ(国造郡領)」とにほとんど違いはない。前者の「従」を、同じようにそれ一字だけのかたちで再用することもありえたという点では、後者の「使」は、どのみち付加的でしかなく、意味よりは、むしろその表現のかたちを整えることに主なはたらきがある。

そうしたかたちにそくして「使」をつかうことにかかわるであろうが、その使役の表現は、漢文の語法にあてはまらない。「使<sub>レ</sub>従」の漢文の例をまずは次にしめす。

敦声色並厲、欲<sub>レ</sub>以<sub>ニ</sub>威力<sub>一</sub>使<sub>レ</sub>従<sub>レ</sub>己<sub>一</sub>。(『世説新語』方正第五・32)

この例では、王敦が威力をもって自分に従わせようとしているのは温太真であって、それが使役の相手であり、「従<sub>レ</sub>己」に対してその主語となる。すなわち賓語をあらわすとすれば、温がそれにあたる。例文は、それを省略しているだけに過ぎない。書紀の例には、そのあるがままでは、文中に賓語を想定することができない。賓語としては国造や郡領以外にはないが、そのあるべき位置(兼位)は、「使」の下で

あるにもかかわらず、そこにはない。

漢文の語法とは異質というほかないが、その表現は、むしろⅡ群に類例がある。それらを、関連部分にかぎってつきあわせてみる。

従<sub>ニ</sub>百姓<sub>一</sub>於己<sub>一</sub>

使<sub>レ</sub>従<sub>ニ</sub>国造郡領<sub>一</sub>

令<sub>レ</sub>従<sub>ニ</sub>二兵<sub>一</sub>於己<sub>一</sub>(七・205)

最後にしめたⅡ群の例は、前述のとおり、その表現が日本語にもとづく。それと右の第一例とは、「令」の有無の違いばかりでなく、「従」に、前者が下二段、後者が四段といった違いがある。けれども、げんにある「従」と「令<sub>レ</sub>従」とは、

したがふ(下二段) ↑ ↓ したがはしむ

右の対応において、結局は、意味的には重なりあう。日本語では、そのいづれもが、目的語をあらわすばあいには、ともに「<sub>レ</sub>を<sub>レ</sub>に」というかたちをとる。第一、三例が、「令」の有無にかかわらず、「従」以下に同じ表現を成りたたせていること自体、日本語のその表現にもとづくし、またそのことを裏づけてもいる。第二の例も、右の対応の、恐らく「したがはしむ」をあらわすはずである。漢文の語法では賓語にあたるが、それにもかかわらずその「国造郡領」を動詞に下接する表現は、前掲の類例を介してⅡ群やさらに古事記の表現に確実につらなるであろう。

この「使<sub>レ</sub>従」に準じて、それにさきだつ「令<sub>レ</sub>致<sub>ニ</sub>民<sub>一</sub>於貧苦<sub>一</sub>」も、やはり使役をあらわすとみるほかない。けれども、そのなかに賓語が果してあるのか。かりに想定すれば、恐らく直前の「取<sub>ニ</sub>他貨<sub>一</sub>賂<sub>一</sub>」以外

にはない。それを省略しているといえ、たしかに理屈にはあうが、使役の相手には、少なくともなりえない。そのまことに使役をあらわすはずの「令」が問題であって、日本古典文学大系本では、「令致」を「致すこと」と訓む。ことほどきように「致」だけで、表現になら不足はない。したがって、「令」をくわえることのねらいも、意味あいを強めるであろうが、そのこと以上に、たとえば、

〔不<sub>レ</sub>得<sub>レ</sub>取<sub>二</sub>他貨賂<sub>一</sub>〕

〔令<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>民於貧苦<sub>一</sub>〕

右のような表現上の対応、とりわけ「不<sub>レ</sub>得」とのそれを成りたせる必要を直接的な契機とするであろう。さきに取りあげた「使<sub>レ</sub>従」が、「従」一字の再用を乗せて、表現のかたちの対応にそくして「使」をくわえて成りたっているのと、ちょうど同じなりたちをそこにみることもができる。これらも、均整の度合に違いがあるとはいえ、やはり対表現において成りたつまぎれもない一例にほかならない。既述の例とは、日本語をもとに成りたち、しかもそのことなくしてはありえない表現であるという点においても、明らかにあい通じる。

さて、もう一つのグループは、使役の相手を「於」のあとにあらわすといったかたちをとる。それを動詞のあとに置くのが通例であるが、便宜、まずは前置した次の例についてみる。

復有<sub>二</sub>百姓<sub>一</sub>、溺<sub>二</sub>死於河<sub>一</sub>。逢者乃謂<sub>二</sub>之曰<sub>一</sub>、何故<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>我使<sub>レ</sub>遇<sub>二</sub>溺人<sub>一</sub>。

(二五・336)

表現上のかたちの均整を、これまで取りあげた例と同じように、この例もめざしている。すなわち、それは次のような対応をもつ。

〔何故使<sub>二</sub>人死<sub>二</sub>於余路<sub>一</sub>。因留<sub>二</sub>死者友伴<sub>一</sub>、強使<sub>二</sub>祓除<sub>一</sub>。何故<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>我使<sub>レ</sub>遇<sub>二</sub>溺人<sub>一</sub>。因留<sub>二</sub>溺者友伴<sub>一</sub>、強使<sub>二</sub>祓除<sub>一</sub>。〕

「於」は、一見するかぎりでは、字数あわせのうめ草的ではあるけれども、実際には、なかなか重い役割をはたしている。日本古典文学大系本では、当該一文を「何の故か我に溺れたる人を遇へしむる」と訓む。可能性としては、この訓みと並べてみれば、

我に溺人を遇へしむる

我を溺人に遇へしむる

右の訓みもありうる。二つの文の違いは、なにを中心に据えるかといった点にある。二つの文に、かりに「連れて来て」をそれぞれ挿入すれば、その違いが明らかになる。

我に溺人を(連れて来て)遇へしむる

我を(連れて来て)溺人に遇へしむる

この文は、溺死者に出くわした者が死者の友にお祓いを強要する、いわば難くせをあらわしているはずであるから、前者のように、「我」が、みずからを中心に置いて、不吉な嫌悪すべき溺死者なんかをどうして遇わせるのかと難じたものであったろう。

そうした「我に溺人を遇へしむる」というかたちを、それそのものとしてそのままあらわしたのが、かの一文であったに相違ない。これには、なお古事記に類例がある。

天皇聞<sub>二</sub>看豊明<sub>一</sub>之日、於<sub>二</sub>髮長比売<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>握<sub>二</sub>大御酒柏<sub>一</sub>、賜<sub>二</sub>其太子<sub>一</sub>。

(中・60才)

表現のかたちは、まったく一致する。さきの例が日本語にそくして表

現をおこなっていたことを裏づけるとともに、表現のかたちがそうしてすでに定っていたことを示唆する。とりわけ、使役の相手をその下にあらわす「於」を、古事記の例と同じように格助詞「に」との対応にそくしてつかっている点は、Ⅲ群が漢文らしさを表現のうえに実現しようとする意志を強くもつだけに、やはり注目にあたります。

次にもう一つ、同じような例をしめす。

欲下以琴声<sub>二</sub>使悟<sub>一</sub>於天皇。(十四・381)

所伝の内容を補足すると、このあと、琴のしらべにのせてうたった歌をつたえ、さらに「於是、天皇悟琴声」とつづく。「琴声」というけれども、実際には、琴の伴奏にあわせた歌がそれにあたる。右のそうした一文のその表現のかたちは、これもまた古事記に類例がある。

伊須氣余理比売患苦而、以歌令知其御子等。(中・11才)

歌によってわが子に危機を知らせるといのが、この内容である。比売は、歌を二首うたう。それによって危機を察知するという所伝の展開の上でもⅢ群の所伝に通じるが、その古事記の右に示めた使役の表現については、すでに考察をくわえたとおり、日本語をもとにそれは成り立っている。この古事記の例と、使役表現の部分では逐語的に対応し、かつまた内容でもあい通じる以上、Ⅲ群の右の例もまた、日本語にそくしてその表現は成り立つはずである。「於」を介してその下に使役の相手をあらわすという、さきの例と同じかたちをとり、「於」は格助詞「に」と対応する。その「於」は、あたかも「に」の訓仮名的な性格をおびる。

かくて類型化したあらわれをみせる一方、同じ表現のかたちをとる

なかに、場所をあらわす「於」とみきわめの困難な例がある。あるいは、それは受身をあらわすかもしれないが、いずれにせよ、類型の無に目をこらしながら、次の二つの例にそくしてさらに論をすすめる。

天皇恨無<sub>レ</sub>子、乃遣<sub>二</sub>大伴室屋大連<sub>一</sub>於諸国、置<sub>二</sub>白髮部舍人<sub>一</sub>・白髮

部膳夫・白髮部靱負。冀垂<sub>二</sub>遺跡<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>觀<sub>二</sub>於後<sub>一</sub>。(十五・398)

詔<sub>二</sub>秦大藏造万里<sub>一</sub>曰、伝<sub>二</sub>斯歌<sub>一</sub>、勿<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>忘<sub>一</sub>於世。(二六・267)

表現はもとより、内容のうえでも、二例はあい通じる。そこで、便宜、前者を代表としてとりあげるが、その内容は、清寧天皇に子がないたために、「白髮<sub>二</sub>武広国押稚日本根子天皇<sub>一</sub>」というその名にちなむ舍人らを、その費用をまかなう部民とともに置き、後世に名を残そうとしたというものである。傍線を付したなかの「於後」をどう捉えるかが、さしあたっての問題である。類似の表現に次のような例がある。

詔曰、自古以降、每<sub>二</sub>天皇時<sub>一</sub>、置<sub>二</sub>標代民<sub>一</sub>、垂<sub>二</sub>名於後<sub>一</sub>。(二五・223)

この一節は、土地を売ったり、劣弱な人民を勝手に所有してしまうことを禁じた孝徳紀につたえる詔のその冒頭である。清寧天皇が設置した白髮部舍人なども、この一節が指摘するなかの一例であろう。その「垂<sub>二</sub>名於後<sub>一</sub>」とさきの「令<sub>レ</sub>觀<sub>二</sub>於後<sub>一</sub>」とは、内容があい通じることにくわえ、「於後」にかぎれば全く一致する。

しかしながら、実際には、その二つの「於後」はあきらかに違う。たとえば次の例は、その違いを如実にしめす。

大伴大連金村奏称、宣<sub>二</sub>以<sub>一</sub>小墾田屯倉与<sub>二</sub>每<sub>一</sub>国田部、給<sub>二</sub>脱紗手

媛<sup>一</sup>（以下、二媛については省略）以示<sup>三</sup>於後<sup>一</sup>、式觀<sup>平昔</sup>。（十  
八・129）

金村が「請為<sup>三</sup>皇后次妃、建<sup>三</sup>立屯倉之地、使<sup>レ</sup>留<sup>後代</sup>、令<sup>レ</sup>顯<sup>前迹</sup>」  
というように、子がないために名の断絶を憂いた安閑天皇に奏上し、  
その裁可を得たあと、実際にそれを具体化する策を奏請したのが、右  
の一節である。このうち「示<sup>三</sup>於後<sup>一</sup>」は、さきの詔の「垂<sup>三</sup>名於後<sup>一</sup>」  
に、その「於後」を含めて対応する。それにつづく「觀<sup>平昔</sup>」につい  
ては、まずその「昔」とは、将来のある時から溯る現今の、金村がそ  
の設置を建築した紗手媛以下の屯倉および田部などをさす。「觀」は、  
「みる」をそれがあらわしていれば、「後」をその主語とするであろう  
が、古典文学大系本がこのくだりを「昔を觀しめむ」と訓むとおり、  
むしろ「後」を使役の相手とする使役の表現とみななければならない。  
清寧天皇条の当面の「令<sup>レ</sup>觀<sup>於後</sup>」は、それに通じるばかりか、  
「令」をあらわして、「後」をその使役の相手とする使役表現のいっそ  
う明らかなたちをとる。逆に、この例をもとにえば、詔の「式  
觀<sup>平昔</sup>」は、四字のまとまりや「以示<sup>三</sup>於後<sup>一</sup>」との対応などを実現  
するのと引きかえに、あらわしてしかるべき「令」ないし「使」の使  
用を控えたことになる。次の例も、そうしたやはり表現のかたちへの  
こだわりが使役の語の使用を控えさせたともみるべきなのか。

此犬（飼い主の死後、その屍を古塚に収めた上でその側で餓死す  
る）世所<sup>三</sup>希聞<sup>一</sup>、可<sup>レ</sup>觀<sup>於後</sup>。須<sup>レ</sup>使<sup>三方</sup>族、作<sup>墓</sup>而葬<sup>一</sup>。（二一・

129）

しかしながら、二つが二つとも省略したとかがえるほうが、右のよ

うな表現の自然なありかたにむしろそぐわない。ここで、さきに指摘  
した「従」をめぐる対応をふりかえってみるに、次のようにその対応  
と「觀」をめぐる対応とはあい通じる。

したがふ（下二段） ↑ ↓ したがはしむ

みす（下二段） ↑ ↓ みしむ

上掲の「可<sup>レ</sup>觀」には、たとえば次のような類例がある。万葉集の例  
であるが、

磯のうへに生ふる馬酔木を手折らめど令<sup>レ</sup>視<sup>倍吉君</sup>之ありと言は  
なく（166番）

このうたになぞらえれば、「可<sup>レ</sup>觀」は「みすべし」となり、一方さき  
の「令<sup>レ</sup>觀」については、古典文学大系本が訓むように「みしむ」が  
それにあたるであろう。そのいずれの例においても、使役の対象を日  
本語にそくしてあらわしたのが、すなわちくだんの「於後」にほかな  
らない。

かくて「令<sup>レ</sup>觀<sup>於後</sup>」も、類型どおり、日本語をもとにその表現  
がなりたっているともみることができるといえる。はじめにそれと並べたもう一  
方の「勿<sup>レ</sup>令<sup>レ</sup>忘<sup>於世</sup>」もまた、これを日本語にもとづく使役表現  
の例とみて誤りないはずである。二つのあい通じる表現やとりわけ  
「觀」をめぐるその使役の表現の、いくつかの例を通じての一致など  
は、もはやそれが表現の一つのかたちを成りたせているだけに、な  
おいっそう注目にあたいる。それも、しかし来源を求めれば、漢文  
の表現にまで溯るのではないか。

たとえば、Ⅲ群に次の例がある。孝徳天皇大化二年三月の、いわゆ

る薄葬の詔として著名な詔の一節にあって、しかも『魏書』(文帝紀第二)を出典とする。

故吾營此丘墟不食之地、欲使易代之後不知其所。(二五・233)

右に引用したかぎりでは、原文の「処」を「所」に改めているだけで、『魏書』の文そのものであるが、その傍線を付した表現こそ、漢文における通例のかたちにはかならない。次にそのいくつかの例を示す。

蕭何治未央宮。立東闕前殿武庫大庫。上見其壯麗、甚怒。(中略)何曰(中略)非令壯麗亡以重威、且亡令後世有以加也。(『漢書』「高帝紀第一下」)

故聊賦焉。庶使百世有瘡。(陸機「豪士賦序」『文選』卷四十六)

君子造業垂統、貴令後世可繼續而行耳。(『孟子』卷二梁惠王章句下「君子創業垂統、為可繼也」に付した趙岐注)

臣聞、聖王公之先封者、遺後之人法、使無陷於惡。其為後世昭前之令聞也、使長監於世。(『國語』魯語上)

右の最後にあげた『國語』の一節の「為」については、韋昭の注に「為猶使也」とある。ちなみに、その『國語』の一節の最後に「使長監於世」という表現は、かたちの上では、書紀の前掲「勿令忘於世」に類する。韋昭の注には、それについて「監、觀。觀世成敗以爲法也」と説く。「世」を「世成敗」と敷衍するとおり、「監」のそれは対象であって、書紀の「世」の、世間や世の人々をあらわし、なおかつ「忘」に対してはその主語になるといったそのありかた

とは、あい容れない。

さて、漢文では、右のように使役表現において「後」「後世」「二世」などをあらわすばあい、それを「使」ないし「令」に下接させるのが通例である。その「後」以下を通常「後ニ」あるいは「後ヲシテ」と訓む。Ⅲ群の「令觀於後」や「勿令忘於世」などが「後」「世」を使役の相手とするは、まさにその漢文の表現に由来するであろう。それらを「於」の下にあらわすが、日本語では、たとえば前掲の万葉集「令視倍吉君」のように動詞と動詞語尾ないしは助動詞との結びつきが不可分である一方、使役の相手をあらわす目的語は、それらに比較的自由な位置にたつために、「於」を介してそれを後置したものとみることができる。

それにしても、「令觀於後」さらには「可觀於後」などは、前掲のとおり、「後」を「後世」というかたちであらわすが、漢文に、類型的な表現がある。その類型に通じる例も、たとえは、

朕無繼嗣、何以伝名。且依天皇旧例、置小泊瀬舍人、使下為二代万歳難忘者也(十六・6)

右のように確かにあるなかで、類型によりながらも、もはやそれそのままではない。むしろ、それを日本語にそくしてあらわしているという点では、新たな表現とみるべきかもしれないが、それに、表現の私たちへのこだわりという、すでに述べたⅢ群の特質が手を借すか、少くともかかわっていることは疑いをいれない。そうした表現において、「於」を、それが日本語の格助詞「に」と対応することを。ここに、使役の相手をあらわすばあいに、さながらその「に」の訓仮名である

かのようにつかっていることは、なんといっても注目にあたいる。表現のかたちへのこだわりは、しばしば対表現の均整を実現する。その一方で、しかしそれとないあわさって、したがってほとんどが対表現かもしくはそれに準ずるかたちをとるが、

〔冀垂遺跡〕〔世所希聞〕〔以示於後〕  
〔令觀於後〕〔可觀於後〕〔式觀乎昔〕

日本語にそくした表現を成りたさせていたのである。そこに、Ⅲ群の使役表現に顕著な特徴がある。

### 七 漢文らしきについて再説

さて、かくあるはずと述べながらも、なかなか確論とはなしえないものの、論の展開のその成りゆきのまにまに、最後に一つ、これまであえて検討をみあわせていた例をここに取りあげてみる。Ⅱ群にそれはある。しかし、かたちの上ではⅢ群の前述の「令觀於後」に通じ、なおかつⅡ群にありながら、出典をもつ一節にあり、漢文の類型的な表現にさえその一部はあてはまる。Ⅱ群のいわば鬼子的なそれは、次の例である。

故予選明德、立王為式。祚之以嗣、授之以民。崇其寵章、令聞於国。(十一・290)

朕聞、先王並建明德、昨之以土、分之以民。崇其寵章、備其礼物。(潘勗「冊魏公九錫文」『文選』卷三十五。『魏書』「武帝紀第一」も同文をつたえる)

問題は「令聞於国」であるが、原文の「備其礼物」にかえた、

いわば自前の一文である。原文の逐語的な対句を、それは踏襲していない。Ⅲ群の対表現をめざす手法とは明らかに違う。内容もまた、まったく変えている。

独自の改変とはいえ、「聞於国」にかぎれば、漢文の次の類型的な表現にあてはまる。

賢聖仁孝、聞於天下。(『漢書』「文帝紀第四」)

今大王欲廢法毀約而見説、此非臣之所可以聞於天下也。

(『莊子』「讓王第二十八」)

書紀のⅢ群に同じ表現の例がある。しかも、出典をもつ一節にある。

陛下饗國、德行広聞於天下而毀陵翻見於華裔。(十五・410)

晏子曰(中略)君饗國、德行未見於衆而刑辟著於国。(『芸文類聚』卷二十四「諫」)

原文を対表現に改変した典型的な例であるが、このうち、「見」が原文の借用であるのに対して、「聞」は、原文の「著」にちなむ。たとえば次の例。

是以政令多還、民心未得、邪説空進、事亡成功。此天下所著聞也。(『漢書』「元帝紀第九」)

この受身の表現のかたちを、そのまま日本語にそくしてあらわしたとみなしうる例が、ほかならぬ書紀のⅢ群の巻にある。本文の注としての一文中ある次の例がそれである。

一本云、星川王、腹悪心癡、天下著聞。(十四・390)

この例とその前の例とに顕著であろうが、内容のうえでは、おしとどめようもなく天下にひろく知れたることをあらわすのがこの表現で

ある。受身というかたちをそれがとるのも、そうした内容と表裏するはずである。天下に知られるということであらわすかぎりであれば、もとより使役の表現など伴わない。なお付言すれば、通常のばあい、そもそも天下に知られるというその受身の内容じたい、使役の表現になじまないのではないか。

古典文学大系本では、しかし、「令」聞<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>国<sub>ニ</sub>を「国」に聞<sub>ニ</sub>こえしむ」と訓む。そのように訓むにせよ、所詮は、「聞く」主体は「国」以外にはない。その「国」が「聞く」という事態を、使役の表現とおしてあらわすという点では、「国に聞かしむ」とほとんど隔りないであろう。これは、たしかに理屈にすぎないが、裏づけが全くないわけではない。なによりも、すでにのべた「令」觀<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>後<sub>ニ</sub>さらには「(勿)令」志<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>世<sub>ニ</sub>などの日本語にもとづく例に、その表現のかたちが一致する。くわえて、文脈から推しても「国」を「あめのした」と訓むべきであろうが、このような「国」の例は、これまたすでにしめした次の例にかさなる。

(天下安静、海内清和、屢致<sub>レ</sub>豊年)頻使<sub>レ</sub>饒<sub>レ</sub>国。

出典の原文をかえながら、それに近づけた自前の文中にそれがあるといふ点でも共通する。

傍証といえ、むしろそれがⅡ群にあるということそれ自体が、もっとも有力であろう。Ⅱ群では、使役の表現をめぐって、既述のとおりそれを日本語にそくしておこなうことが顕著なだけに、「令」聞<sub>ニ</sub>於<sub>レ</sub>国<sub>ニ</sub>が、その自前の表現であるにもかかわらず、それにもとる可能性のほうがむしろ小さいのではないか。

## 八 ま と め

Ⅱ群の右にとりあげた例に手こずるのは、ひつきょう、それが漢文らしさを身によそおっているからにほかならない。出典の文につづけるといふ必要がそうした意匠をもたらす。Ⅱ群にあつては、それは、ただ全般に低調というだけに過ぎない。

漢文らしさの低調は、日本語をもとにそれにそくした表現をⅡ群が積極的にこなつていたことと表裏する。いわば、漢文らしさと日本語にそくした表現とは、反比例の相関する関係にある。Ⅲ群のばあい、漢文らしさを積極的かつ広汎に実現する志向が強い分、それだけ日本語にそくした表現が見えにくい。けれども、個々の用例のその成りたちにも立ちいってみると、その実態は、みかけの漢文らしさとはうらはらであつて、さしあつて使役表現にかぎるとして、日本語にそくした表現をおこなつていたといふ点では、Ⅲ群も、Ⅱ群とほとんど同じ表現の基調に立つ。

従来、書紀の表現や表記を考察するには、とりわけ区分を論じようとするばあい、各巻や各区分ごとの、もっぱらその違いだけに目を向ける傾向がつよい。そうした違いは、小稿でもはじめに言及したとおり、確かに巻を分つほどに、つまりは書き手の違いを推測させるほどに著しい。これを閑却すべきではないが、さりとて、たとえば森博達氏が「α群(森氏が区分に用いる用語で、小稿のⅢ群にあたる)の述作の中心的役割を担ったのが、その中国人だったのであろう。」と指摘したうで、

それでは、 $\alpha$ 群の述作を担当した中国人は誰なのか。また $\beta$ 群（同じく、小稿のⅠⅡ群にあたる）の述作にはなぜ中国人が参画しなかったのか。謎の解決はまた新たな謎を呼ぶ。

新たな問題を提起されるほどに、各区分ごとの相違の内実が明らかであるか。小稿の結論は、森氏の「 $\alpha$ 群は基本的には正格の漢文によって表記されている」という見解、またこれをふまえた $\alpha$ 群中国人述作説に結局はそむくことになる。それにしても、もちろん、なお各巻、各区分ごとの表現の内実を十分見きわめるにはいたってはいない。

たとえば巻一・二を、森氏の所論もそうであるが、通説は卷三以降と一括してⅡ群に配する。小稿は、それを分ち別にⅠ群をたてる。既述のとおり、Ⅰ群はⅢ群に通じるものの、違いもまた否めない。卷三の区分も、やはり疑いをのこすというのが実情である。このほか、ふりかえって個々の用例の分析さえ、実は心もとない。書紀全体の表現の内実に向きあうまでには、さらに、それこそおはるか彼方にたちふさがる難関をいくつも越えなければならぬ。小稿は、そのための一歩たろうとするささやかなところみにはかならない。別に稿を成した小論<sup>⑥</sup>では、被動式をめぐる表現について考察をくわえたが、それもまた、同じところみの一環である。小稿とほとんど同じ結論をそこでも得ている。偶然とみる余地は、もとより、ありえない。

註

① 「日本書紀の敬語——『奉』をめぐる——」「『佛敎大学研究紀要』通巻68号。「日本書紀の敬語——『勅』『命』『御』をめぐる——」「『佛敎大学大学院研究紀要』第12号。

② ①に同じ。

③ ①に同じ。

④ 「日本書紀出典考——対表現をめぐる——」「『佛敎大学研究紀要』第65号。

⑤ 「『古』時代の文章と『日本書紀』の成書過程」「『日本の古代』14（中央公論社）。

⑥ 「『日本書紀』の被動式に異議あり」「『記紀と漢文学』（和漢比較文学叢書第十巻）。

〔追記〕 小稿は、本論だけで、この論集が規定する制限枚数を大幅に超過している。校異について言及する余裕がなく、このため一切割愛したが、立論および論述に支障をきたす文字の異同はない。註についても必要最少限にとどめている。